

WG 2 第 3 テーマ「所属子会社における不祥事発生(懸念を含む)への対応」調査のまとめ

1. 前提

100%子会社だけではなく全ての監査役の役割は、取締役の職務執行を監査することが会社法（381 条 1 項）で定められている。取締役の職務執行が企業不祥事（法令または定款に違反する行為その他社会的非難を招く不適切な行為）に該当することがないか監査することを求められている。その為に監査役には調査・報告権限、是正権限、監査役および会計監査人の地位に関する権限等が付与されている。

日本監査役協会の監査役監査基準によると企業不祥事が発生した場合、直ちに取締役から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め調査委員会から説明を受け、企業不祥事の実態関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない

具体的な企業不祥事は以下の様なものを想定する。

- 内部要因：個人情報漏えい、食品偽装、リコール、有価証券報告書虚偽記載、
社員の不祥事、コンピューターシステムトラブル
- 外部要因：インターネット上の中傷やいやがらせ、サイバーテロ、自然災害、
テロ・動乱・暴動・不買運動など

今回の調査で、監査役として、所属会社の不祥事が明確化してからの対応だけでなく

- ・不祥事を早期に把握するために事前にどのような行動をすべきか
- ・不祥事が懸念(噂)される場合はどのような行動をすべきか
- ・不祥事を発見したとき、どのように行動すべきか

といった予防保守(保全)の観点からの能動的な活動についてもヒアリングを行った。

2. 不祥事発生への対応について

調査した 9 社の実態を見ると、[各社の監査の概要調査シート (以下「概要シート」)]の No.2 にあるように「大会社」6 社(A,C,D,E,G,H)と「非大会社」3 社(B,F,I)に分かれる。以下[課題と対応]シートにより各社の(想定している)対応を見ていく。

① No.11 監不祥事を早期に把握するためにどのような行動が必要か 不祥事発生(懸念)を早期に把握する為

「大会社」「非大会社」にかかわらず、全社(9 社)が

- ・社内(現場)との直接コミュニケーションによる情報収集
- ・関係部門(内部通報も含む)への報告求める

との回答。執行部等との意思疎通・情報交換状況を通じ不祥事防止の為の情報収集活動を心がけている実態がうかがえた。

②No.12 不祥事発生が懸念される場合、監査役はどのように行動するか

全監査役とも社長から取締役、内部監査部門、総務等の管理部門へ報告・相談を行うとの回答。親会社との関係が弱い第3グループの2社(H,I)については、親会社から子会社の監査役への明確な役割指示がないこともあり自己の判断により、提言まで行くと回答している。

③No.13 子会社監査役は、不祥事を発見したとき、どのように行動すべきか

(子会社監査役は不祥事発生(懸念)を発見したときどのように行動すべきか)

監査役が実際に不祥事を発見（もしくは懸念を発見）した場合どのような行動をとるかは親会社の子会社監査役に対する期待が、第1グループのように、妥当性監査を重視せよとか、親会社が明文化した子会社監査役の最低遵守事項を守れといった、明確かつ強力なものである場合はあまり議論の余地がなく事実関係を確認した上で決められた報告手続きを守ることが求められているようである。その他の場合の回答では、グループ全体への影響がある場合を想定しているのか、執行側経由での親会社への報告だと時間がかかると思っているのか場合によっては親会社の監査役に直接報告することも挙げられている。

④No.14 不祥事が明確化されたとき、監査役は如何なるスタンスで対応すべきか？

この設問について全ての監査役が 執行側が適切な対応をしているか確認すると回答した。執行側の対応が不十分だったりすると自ら動いたり、以後の往査時により詳しく見てゆくといった様な意見もみられた。

3. 最後に（私見）

今回の実態調査により、100%子会社の監査役だからといって一般の会社の監査役とすべき内容に相違あるとは思えません。ステークホルダの株主が親会社が変わっただけで不祥事への対応はどこでも一緒という気がしました。

不祥事の早期発見の重要な手段の1つである現場とのコミュニケーション(信頼関係)の難しさについても考えさせられました。

今回のWG活動を通じ、現場の監査役のミッションに対する“誤解“が自社だけではなく同様の会社が多い様に思われ、今後の監査役の重要な活動の1つに教宣活動があるのかなと思ったりしました。

以 上

参考資料:企業不祥事防止に係るチェックリスト

【不祥事の早期把握】

・ 不祥事防止のための情報収集活動状況

(1) 重要会議への出席

- 1) 取締役会は、経営判断の原則等に基づき、意思決定及び監督機能が十分に発揮されるように、適正に運営されているかどうか？
- 2) 重要会議の審議状況・結果は取締役会に報告され、情報は取締役間で共有されているかどうか？
- 3) 監査役は、取締役会その他の重要会議に出席するに際し、事前の情報収集に努めているかどうか？
 - 重要会議の議題に関する資料の事前収集を行う。
 - 必要に応じて執行部の担当者から議題に関する事前説明の機会を設ける。
 - 監査役としてではなく元従業員・取締役ならではのルート、目線により監査役では得られない情報収集に努める。
- 4) 監査役は、取締役会その他の重要会議に出席し、必要に応じて積極的に助言・勧告等を行っているかどうか？
 - 定期的に社内の重要会議を棚卸し、出席メンバー、内容等を確認する。
 - 監査役が出席すべき重要会議をリストアップし、スケジュール表等にまとめる。
- 5) 監査役は、社内の会議体を定期的に確認し、出席すべき重要会議をリストアップしているかどうか？
 - 監査役と定期的にスケジュール調整等を行い、最低でも一人の監査役は必ず重要会議に出席するようフォローする。
 - 出席できない場合は、議事録等を収集し、執行部の担当者から説明を受ける機会を設ける。

(2) 内部通報制度の運用

- 1) 内部通報の内容及び対応状況は、全て監査役に報告されているかどうか？
- 2) 内部通報制度は、社内に周知徹底されている
 - 不正が内部通報により発覚するケースが多いため

【執行部等との意思疎通・情報交換状況】

- (1) 代表取締役(社長)との意思疎通・情報交換
- (2) 代表取締役(社長)以外の取締役及び使用人との意思疎通・情報交換
- (3) 内部監査部門との関係
- (4) 会計監査人との関係
- (5) 他社の不祥事事例の検討・評価とその活用

【不祥事発生時の重大化防止策】

- (1) 過去における企業不祥事への対応状況
- (2) 不祥事が発生した場合の、問題の重大化を防止する体制の確認

【不祥事防止に関する監査役監査活動】

- 1) 代表取締役社長の、不祥事防止に対する日常的な姿勢の表明・行動に目配りし、認識・理解度が向上しているか、注視する。
- 2) よき企業風土醸成のための研修・教育、良好なコミュニケーションの実現などの取組み状況を確認する。
- 3) 監査に際し、「不祥事は起こるもの」との前提に立ち、注意深い観察と情報の収集について工夫する。
- 4) 次の監査項目に重点を置く
 - ・会計監査の充実
 - ・法令に対する認識を向上させる施策の実施状況
 - ・「内部統制システムの構築の基本方針」の監査
 - ・リスク管理の実態
- 5) 日常細めに監視し、往査時は相手の言動に注視し、油断なく継続的に監査を実施する。

出展：企業不祥事防止に係るチェックリスト（日本監査役協会）

http://www.kansa.or.jp/support/el008_120724_3.xls